

県外産業廃棄物の大津市内搬入に係る事前協議制度Q & A

Q：協議等の申請者名について

A：法人は法人名、個人事業者は個人名での申請を原則としますが、支店や営業所等で産業廃棄物の処理委託契約をされる場合は、支店や営業所での申請も可とします。

Q：「200トン以上」を判断する量の範囲について

- ①産業廃棄物の排出量は、排出場所単位で判断すればいいのか。
- ②県外排出事業者が大津市内の最終処分場へ最終処分する場合はどうか。
- ③県外排出事業者が滋賀県内の中間処理施設へ搬入する場合はどうか。

A：①排出場所が工場や中間処理施設であれば、排出場所単位で排出量を判断してください。ただし、建設工事については、工事現場単位ではなく法人等の事業範囲で判断してください。なお、協議等の申請者が法人等の支店や営業所である場合は、その支店等の事業範囲で判断してください。

②大津市内の最終処分場ごとの処分量が年間（4月～3月）で200トン以上の場合は協議書を提出してください。

③—ア 滋賀県内（大津市を含む。）の中間処理施設で処理した後、大津市内の最終処分場へ処分する場合で、搬入する県内の中間処理施設ごとの搬入量が200トン以上の場合は協議書を提出してください。

③—イ 大津市内の中間処理施設で処理した後、大津市外の最終処分場へ処分する場合で、搬入する市内の中間処理施設ごとの搬入量が200トン以上の場合は届出書を提出してください。

③—ウ 大津市内の中間処理施設へ搬入し、処理後物が全量再生利用される場合で、搬入する市内の中間処理施設ごとの搬入量が200トン以上の場合は届出書を提出してください。

Q：県内処理施設で中間処理後、市内へ最終処分される場合の「200トン以上」の範囲について

A：県内中間処理施設へ木くずや金属くずを含めた産業廃棄物が搬入される場合、市内最終処分されるのは、「廃プラ」「ゴムくず」「ガラスくず」「がれき類」（石綿含有産業廃棄物を含む）に限定されるので、その種類の合計量で判断してください。木くずや金属くず等の量が不明な場合は、中間処理施設へ搬入する全量で判断してください。

Q：年の途中で200トン以上となった場合の申請はどうすればよいか。

A：4月から3月までの1年の途中で200トン以上となった場合の申請は以下のとおりとします。

- ・協議書の記入は、200トンを超えることとなった、これから処理施設へ搬入しようとする産業廃棄物について記入してください。
- ・すでに搬入を終えている産業廃棄物については、別紙として、協議書の記入項目を一覧にまとめて添付してください。
- ・すでに搬入を終えている産業廃棄物に係る添付書類「委託契約書の写し」、「産業廃棄物の発生工程を明らかにする書面」、「排出事業場の付近見取り図」は添付不要です。

Q：15日前までに提出することについて

A：通知書の交付等の手続きを考慮し15日前までの提出としておりますが、委託契約後、処理施設への搬入を急がなくてはならない等の特別な事情により15日までに書類が提出できない場合は、理由書を提出してください。

Q：協議書等の提出方法について

A：産業廃棄物対策課窓口への持参・郵送・メールでの提出をお願いします。

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1

大津市役所 新館3階 環境部産業廃棄物対策課

TEL 077-528-2062

E-Mail otsu1710@city.otsu.lg.jp